

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) ・ 事業実施報告書 ・ 算定基礎資料 ・ 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し（支払いの日付、内容が確認できるもの） ・ その他必要と認める書類 (注 1) 領収書等により補助対象経費に該当することを確認できない場合は、請求書等支払いの内容が確認できるものを併せて提出 (注 2) 事業実施報告書の提出をもって第 3 条に定める収支予算書（様式第 1 号別記）及び誓約書（様式第 1 号の 2）の提出を省略できることとする。 (注 3) 交付申請をもって実績報告があったものとみなす。
	(指定期日) 令和 7 年 12 月 20 日
第 7 条第 1 項 (変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
	(添付書類)
	(指定期日)
第 9 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等)
第 11 条 (実績報告)	(添付書類)
	(指定期日)
第 19 条第 1 項 (財産の処分制限)	(処分制限時間)